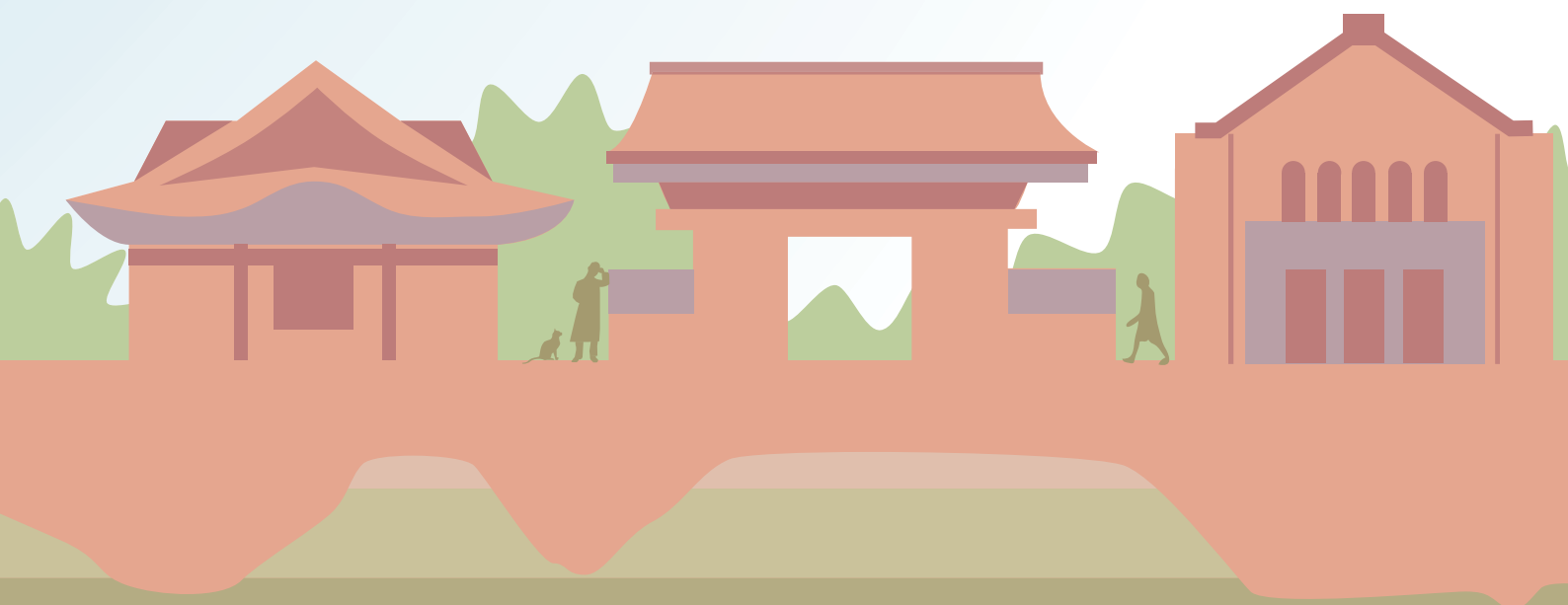


文京区 景観計画

— 協働で取り組む —
「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、
文京区らしい
魅力溢れる景観づくり

文化財庭園等景観形成特別地区
(小石川植物園)
追 録 版



文京区景観計画の改定について

～「文化財庭園等景観形成特別地区」の改定～

文京区は、平成 25 年 5 月 1 日に景観行政団体に移行し、同年 10 月に「文京区景観計画」を策定、11 月 1 日より「文京区景観計画」を実施しています。

本計画では、景観形成基準を「一般基準」「景観特性基準」「地区限定基準」と段階的に定めています。

このたびの改定は、「地区限定基準」のひとつである「文化財庭園等景観形成特別地区」について、Ⅰ種、Ⅱ種の区分をひとつに統合するものです。

小石川植物園周辺について、建築物・工作物のみを規制・誘導の対象としていましたが、国の名勝・史跡（文化財）に指定されている小石川植物園からの素晴らしい眺望・景観を保全するため、屋外広告物も対象とした景観保全を図ってまいります。

現行の文京区景観計画を一部差替えし、改定を行います。

平成 27 年 1 2 月

文京区都市計画部住環境課

「文京区景観計画」（平成 25 年 10 月策定）、「文京区景観計画 根津景観形成重点地区追録版」（平成 26 年 1 2 月策定）と、本冊子「文京区景観計画 文化財庭園等景観形成特別地区（小石川植物園）追録版」を合わせて、平成 28 年 1 月 1 日より実施します。

文京区景観計画の改定箇所について

No.	文京区景観計画 (平成 25 年 10 月策定) 対応ページ箇所		差替え内容	本冊子 対応ページ
	(本編)	(概要版)		
1	P.76~79	P.29~31	○文化財庭園等景観形成特別地区Ⅱ種に屋外 広告物の基準を追加することによる、Ⅰ種・ Ⅱ種の区分統合	P2~5
2	P.103~104	P.41~42	○文化財庭園等景観形成特別地区Ⅱ種に屋外 広告物の基準を追加することによる、Ⅰ種・ Ⅱ種の区分統合	P6~7
3	P.130、 133~141	P.51~59	○【対象区域図】【景観特性マップ】の凡例の 変更	P8~13

②文化財庭園等景観形成特別地区基準

○対象区域

・文化財庭園等景観形成特別地区

文化財庭園等景観形成特別地区は、建築物、工作物及び屋外広告物についての規制・誘導を行う地区として、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、小石川植物園の周辺地区を指定します。

(屋外広告物についての基準は、第 6 章における「(2)文化財庭園等景観形成特別地区における基準」(p.104)を参照してください。)

各庭園等の周辺の状況を踏まえ、庭園等の外周線から概ね 100m から 300m までの範囲のうち、道路や敷地などで区切られた範囲(区外を除く。)を設定します。これは、建築物等のスカイラインや色彩、屋上広告物等が、庭園の眺望の一部として認識され得る範囲です。下図は、各地区の概ねの対象区域を示したものです。

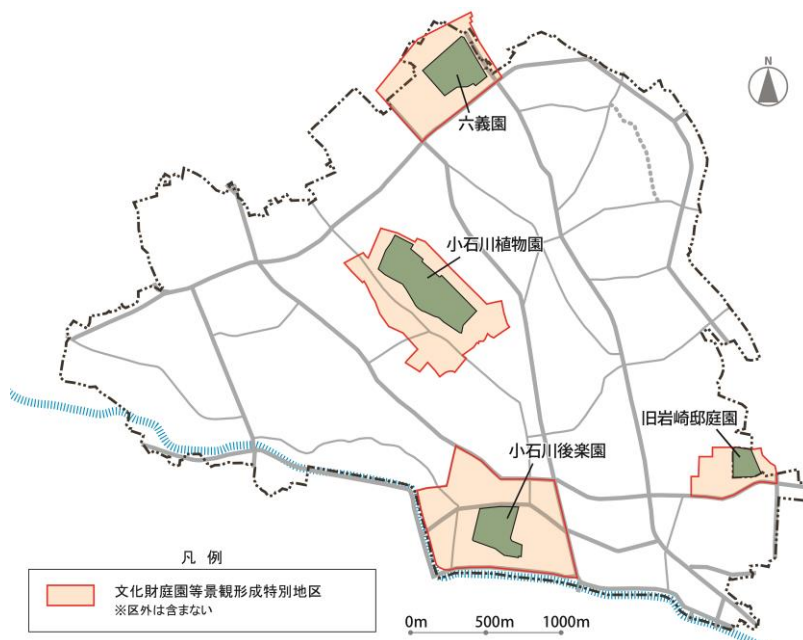


図 3-13 文化財庭園等景観形成特別地区基準の対象区域

○地区の景観特性

・小石川後楽園

国の特別史跡及び特別名勝。江戸初期に、水戸徳川家の小石川別邸内に造られ、二代藩主の光圀の代に完成した大名庭園です。光圀の儒学思想の下に、円月橋、西湖堤など中国の風物を取り入れられた回遊式築山泉水庭園となっています。

・六義園

国の特別名勝。川越藩主柳沢吉保が元禄8年から7年の歳月をかけて築庭し、明治時代に岩崎彌太郎の所有となりました。和歌の趣味を基調に作庭された、繊細で温かな風情のある回遊式築山泉水の大名庭園です。

・旧岩崎邸庭園

英国人ジョサイア・コンドル設計の洋館及び撞球室などが国の重要文化財に指定されています。明治29年に三菱創設者・岩崎家の本邸として建てられ、明るい芝庭を中心に、壮麗な洋館、書院造の和館が巧みなバランスで併置され、特徴ある景観を形成しています。

・小石川植物園

国の名勝及び史跡。江戸幕府が設置した小石川御薬園を前身とし、享保6年に敷地が拡張され、明治10年に東京大学の植物園となりました。御薬園や小石川養生所などの江戸時代の遺構や、各種の樹林、並木道、池泉庭園などの風致景観を形成しています。

○景観形成の方向性

庭園内からの眺望を阻害しない周辺景観の誘導

庭園周辺に立地し、庭園の内部から見える建築物等を対象として、その配置や色彩などを適切に誘導することで、国際的な観光資源としてふさわしい庭園からの眺望景観を保全し、庭園の持つ歴史的・文化的景観を保全・継承します。

屋外広告物の規制による景観保全

庭園周辺において、庭園の内部から見える箇所に屋外広告物を表示することを規制し、庭園の持つ歴史的・文化的景観を保全・継承します。

(文化財庭園等景観形成特別地区における屋外広告物についての基準は、p.104 を参照してください。)

○対象となる行為

建築物、工作物について対象となる行為は、一般基準と同様とします。

○景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）

一般基準及び景観特性基準に加え、次の基準への適合を求めるとします。

表3-24 建築物等に対する景観形成基準*1（文化財庭園等景観形成特別地区基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準 建築物等）	
配置	<ol style="list-style-type: none"> 1 隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。また、周辺の景観に配慮した配置とする。 2 敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。
高さ ・ 規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 庭園内部の主要な眺望点*2からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。 2 庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表4の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 2 建築物全体及び周辺の建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。 3 長大な壁面を生じさせないようにし、壁面の分節化など、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにする。 4 建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体と調和を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとする。 5 建築物の外装材は、反射素材などの庭園からの眺望を阻害する素材の使用は避ける。 6 屋根・屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにする。 7 バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図る。 8 窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。 9 屋根・屋上は、突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。
公開空地 ・ 外構等	<ol style="list-style-type: none"> 1 夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けない。 2 敷地外周部は緑化を図り、庭園の緑との連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。 3 緑化に当たっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定する。 4 対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにする。 5 屋上緑化や壁面緑化を行い、都市における緑の創出に積極的に貢献する。

*1 p.45*1を参照のこと。

*2 各庭園の主要な眺望点は、資料編における「②主要な眺望点」（p.131・132）を参照のこと。

表 3-25 工作物に対する景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）（景観法第8条第4項第2号）

景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準 工作物）	
高さ ・ 規模	①庭園内部の主要な眺望点*からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないよう検討する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	①色彩は「色彩に関する景観配慮事項」及び別表4の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 ②庭園景観に調和した落ち着きのあるものとし、突出した形態・意匠を避ける。 ③壁面の分節化等の工夫をし、庭園から眺望できる部分が長大な面積とならないようにする。

* 各庭園の主要な眺望点は、資料編における「②主要な眺望点」（p.131・132）を参照のこと。

第6章 屋外広告物における景観づくり

屋外広告物は、多くの人の目にとまり広告すべき情報を伝達する目的があります。そのため、景観に与える影響も大きいといえます。まちの中には、建築物の壁面や屋上に設置された数多くの屋外広告物が設置されており、時に無秩序に設置された屋外広告物が良好な景観を損ねる要因として扱われる例もあります。しかし、その一方で、近年は地域のまちづくりと連携し、建築物との調和や景観としての統一感を意図した優れたデザインの屋外広告物も増えつつあります。

こうした取組を広げて、建築物等とともに屋外広告物の規制・誘導を一体的に行い、良好な景観を形成していきます。

6-1 屋外広告物の表示等に関する基本方針等

(1) 屋外広告物の表示等に関する基本方針

屋外広告物の表示等に関する基本方針を次のとおり定めます。

- ①屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩などのデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に貢献するような表示・掲出とする。
- ②神田川景観基本軸や公園、緑地、大規模な緑のまとまりを有する敷地の周辺では、緑や地形などの地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。
- ③歴史的資産の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残す景観などに配慮して、屋外広告物を表示・掲出する。
- ④大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模などについて十分配慮する。
- ⑤幹線道路等においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関するルールを定めるなど、風格のある沿道の景観形成を進めていく。
- ⑥地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成をはじめとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めていく。
- ⑦地域特性を踏まえた統一感のある広告物は、景観の個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観形成を積極的に進めていく。

(2) 文化財庭園等景観形成特別地区における基準

文化財庭園等景観形成特別地区における屋外広告物の表示については、東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、以下の基準を定めます。

文化財庭園等、貴重な文化遺産を保存・継承するため、庭園等の周辺において良好な景観を形成し、庭園等の内部からの眺望を保全する。

文化財庭園等景観形成特別地区に指定した文化財庭園等の周辺では、屋外広告物の表示・掲出に関する基準は次の表に示すとおりとする。

■屋外広告物の表示等の制限

<表示等を制限する範囲（規制範囲）>

景観形成特別地区の区域内で、かつ、地盤面から20m以上の部分を規制範囲とします。

<規制範囲内で表示できる屋外広告物>

次の広告物に限り、表示することができます。ただし、表示等に当たっては、次の表に定める基準によります。

- ・自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）
- ・公共公益目的の広告物
- ・非営利目的の広告物

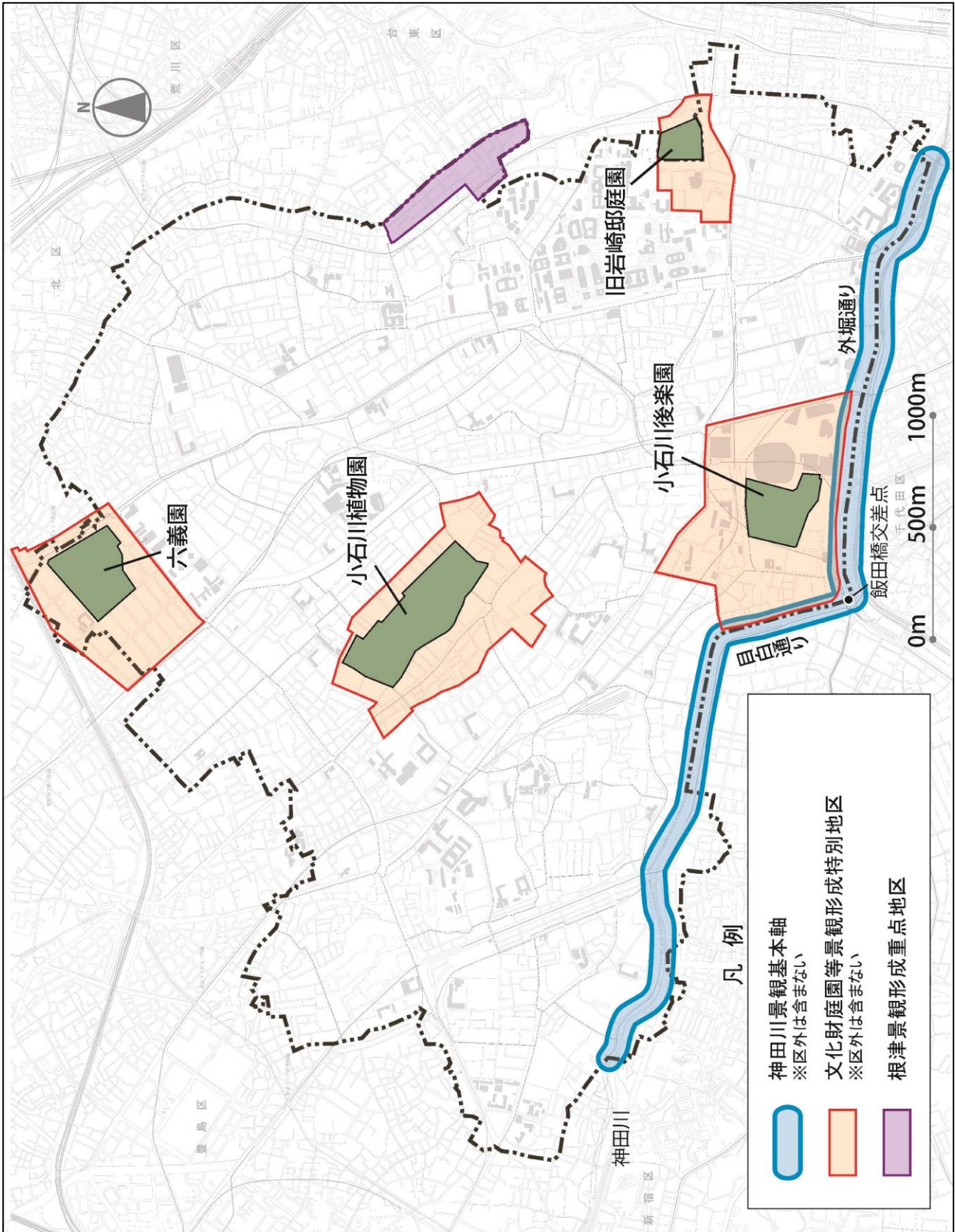
表 6-1 文化財庭園等景観形成特別地区における基準

区分	表示等の制限に関する事項																		
屋上設置の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。																		
建物壁面の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。																		
広告物の色彩	□建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>【色相】</th> <th></th> <th>【彩度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1 R~1 O R</td> <td>→</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 Y R~5 Y</td> <td>→</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>5.1 Y~1 O G</td> <td>→</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 B G~1 O B</td> <td>→</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 P B~1 O R P</td> <td>→</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	【色相】		【彩度】	0.1 R~1 O R	→	5以下	0.1 Y R~5 Y	→	6以下	5.1 Y~1 O G	→	4以下	0.1 B G~1 O B	→	3以下	0.1 P B~1 O R P	→	4以下
【色相】		【彩度】																	
0.1 R~1 O R	→	5以下																	
0.1 Y R~5 Y	→	6以下																	
5.1 Y~1 O G	→	4以下																	
0.1 B G~1 O B	→	3以下																	
0.1 P B~1 O R P	→	4以下																	
表示等の制限の例外	□建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。																		

～資料編～ 2：景観形成基準に関する資料

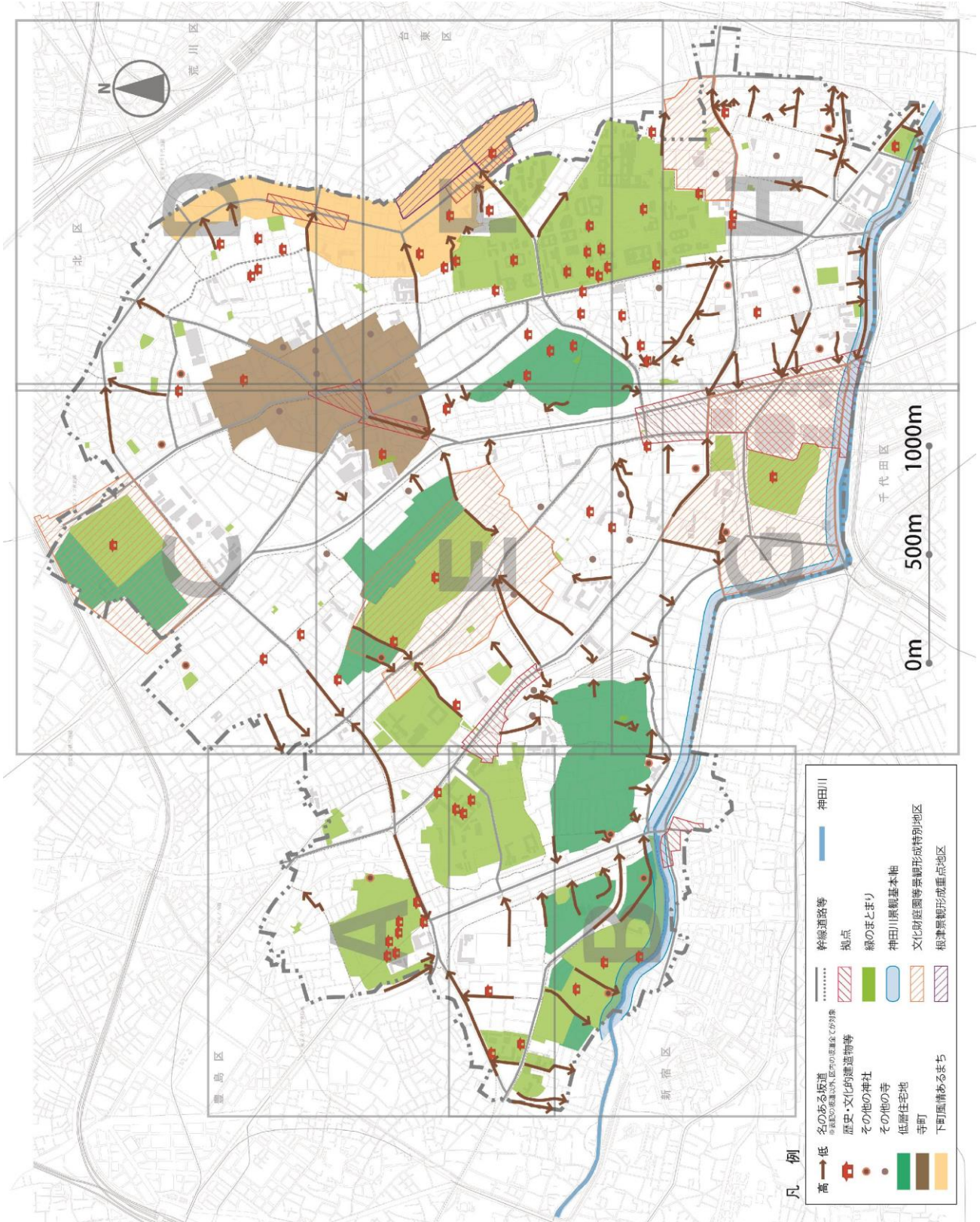
(2) 地区限定基準が適用される場所等

①対象区域図



3：景観特性マップ

(1) 区全域



※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。

(2) 地区別

C



→ 名のある坂道	低層住宅地	幹線道路等	神田川景観基本軸	神田川
歴史・文化的建造物等	寺町	拠点	文化財庭園等景観形成特別地区	
その他の神社	下町風情あるまち	緑のまもり	根津景観形成重点地区	
その他の寺	商店街	景観創造賞	景観づくり活動賞	公共施設
	ロード・サポート	ふるさと景観賞	景観広告賞	警察・消防・郵便・税務・労働



- 大正時代に、三菱財閥の岩崎家により、六義園を囲むようにして開発された大和郷の住宅地は、当時の街区形態をとどめ、風格のあるたたずまいを感じさせる。
- 千石三丁目には、伊勢五などの歴史のある建築物が残されている。
- 戦災復興土地区画整理事業区域内の宮下公園とその北側の通りには、緑が連続している。
- 南北方向の尾根道である旧白山通り及び本郷通りは、江戸時代から旧中山道、岩槻街道として、骨格的な街路の役割を果たしてきた。
- 本駒込周辺は、江戸の明暦大火後に中心部から集団移転した寺社を中心に、寺町として発展してきた地域である。

※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。

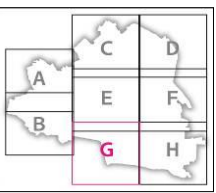


- 白山上交差点と白山下交差点を結ぶ薬師坂周辺は、江戸時代から周辺寺社の門前町として栄え、現在でも地域住民の日常生活に密着した商店街として親しまれている。
- 小石川植物園周辺では、江戸時代末期には武家屋敷が集積していたことから、その跡地を利用した公共施設や民間企業の社宅などが多く、宅地内にも豊かな緑が見られる。
- 白山通りの裏側などに多くの寺社が立地している。また、白山台地の縁に立地している寺社の境内は、良好な眺望点となっている。
- 江戸時代末期から商業地が形成され、小石川周辺の千川通り沿道などは、現在もにぎやかな商店街となっている。また、「こんにゃくえんま」で親しまれている源覚寺が立地している。
- 高台から千川通りに向かう坂道は、上り下りするにつれて視界が上下し、地形の変化を感じさせるとともに、小石川植物園の緑を見ることが出来る。また、崖線に沿った道路からの眺望も、豊かな地形を感じさせる。
- 湯立坂と網干坂が出会う窪町東公園交差点は、小石川台地の教育の森公園と白山台地の小石川植物園の結節点となっている。また、環三さくら通り(播磨坂)は、桜並木が美しい公園道路として整備されている。

※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。

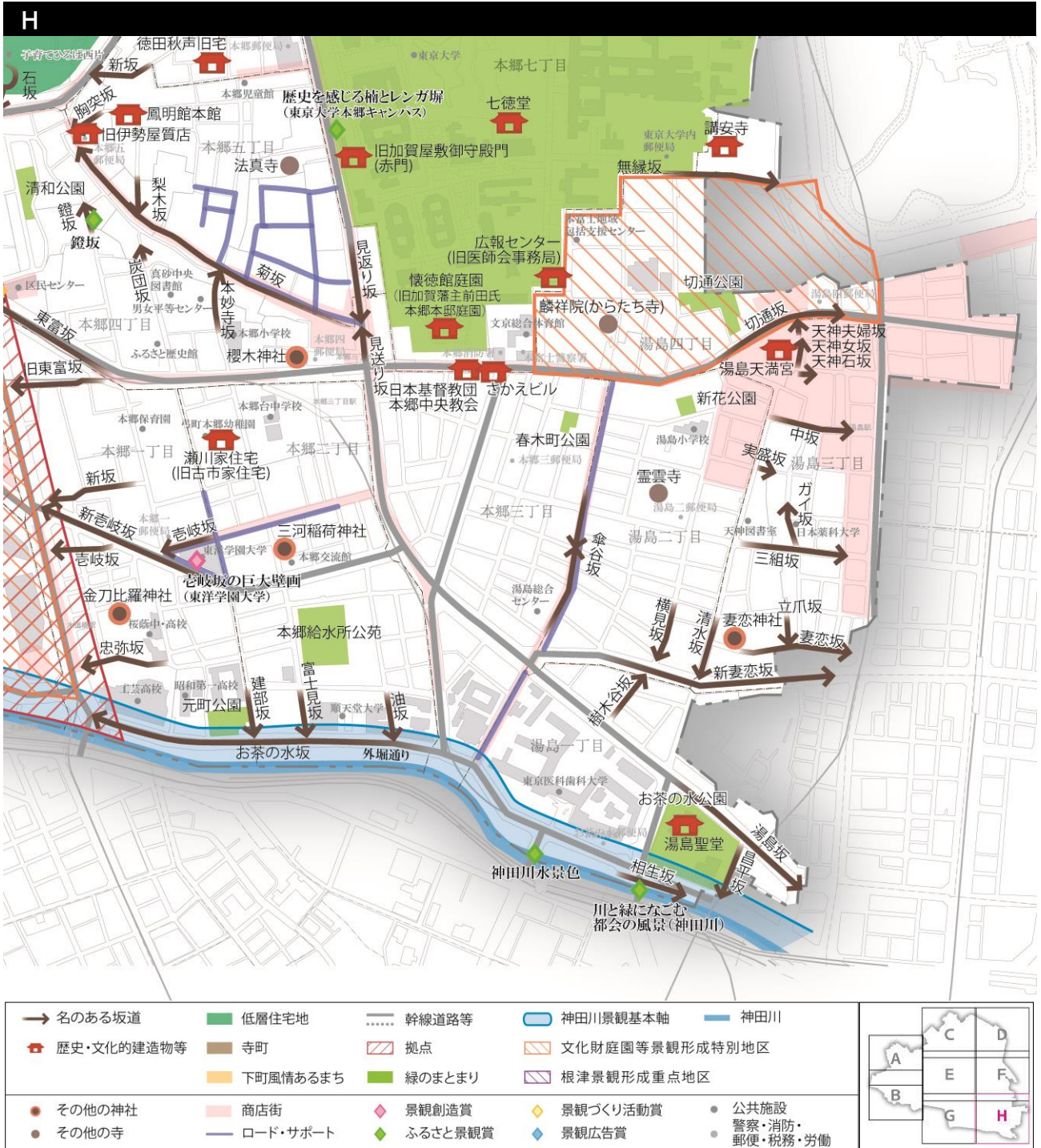


→ 名のある坂道	■ 低層住宅地	⋯ 幹線道路等	○ 神田川景観基本軸	— 神田川
🏠 歴史・文化的建造物等	■ 寺町	▨ 拠点	▨ 文化財庭園等景観形成特別地区	▨ 根津景観形成重点地区
● その他の神社	■ 下町風情あるまち	■ 緑のまもり	● 景観創造賞	● 景観づくり活動賞
● その他の寺	■ 商店街	◆ ふるさと景観賞	◆ 景観広告賞	● 公共施設
	— ロード・サポート			● 警察・消防・郵便・税務・労働



- 江戸時代には、水戸藩徳川家の上屋敷を中心とした武家屋敷が多く立地していたことから、現在では、庭園を継承した小石川後樂園のほか、武家屋敷の跡地を利用した文京シビックセンター、東京ドーム、大学、オフィスビルなどの大規模施設が立地し、多くの人が交流するゾーンが形成されている。
- 東西方向から連絡する坂道によって、白山通りには谷地の交差点が形成され、春日町交差点には路面電車の軌道跡を生かしたポケットパークが整備されている。
- 旧神田上水が通っていた巻石通りは、小日向台地の屈曲した崖線に沿っているため、通りを移動することに変化する景観を有している。また、沿道周辺には寺社の集積が見られ、貴重な緑を提供している。
- 春日通りの南西側には、小石川台地の斜面に住宅地が形成されており、高低差の大きい擁壁や崖が多い。また、道路幅員が狭いことと相まって、地形の起伏を身近に感じることができる。

※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。



- 本郷や湯島の大部分は、震災復興土地区画整理事業により基盤整備がなされているが、湯島天神とその門前町などには、江戸時代の町割りが残されている。また、近代教育の発祥の地として知られる湯島聖堂など、歴史的建築物が残されている。
- JR 御茶ノ水駅から水道橋駅にかけての神田川は、両岸に豊かな緑が配され、潤いのある景観が形成されている。
- 湯島天神周辺では、表通りの商業ビル街とは対照的に、裏通りには、歴史的風情の感じられる下町の住宅地や町屋が見られる。この空間は、台地の住宅地と谷地の商業地の中間領域を形成している。
- 「本郷もかねやすまでは江戸の内」と言われた「かねやす」の名をとどめた建物のある本郷三丁目の交差点など、歴史的な交差点が残されている。

※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。

文京区景観計画

文化財庭園等景観形成特別地区（小石川植物園）追録版

平成27年12月策定

本計画は、平成28年1月1日より実施する

発行／文京区

編集／都市計画部

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目16番21号

電話 03-3812-7111（代表）

地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1万分の1地形図を使用した（承認番号 平25関使、第53号）

再生紙を使用しています。

印刷物番号 G0215016



文京区
BUNKYO CITY